

令和4年 第9回定例会

上里町農業委員会 会議録

令和4年9月26日(月)

## 令和4年 第9回 上里町農業委員会 議事録

開催年月日	令和4年9月26日(月)	開催場所	上里町役場4階大会議室		
開議時刻	午後1時30分	閉議時刻	午後2時30分		
議長	伊藤 裕	議事参与者	金井てる子、馬場弘次、坂本正、相川和明		
出席した事務局職員	事務局長：吉村貴文 事務局次長：関口博之 主任：長谷川美雪		書記	事務局主任 長谷川美雪	
委員出席状況					
席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
会長	伊藤 裕	○	—	福田 幸雄	○
会長代理	吉澤 英彰	○	—	細井 登	○
1	岩田 保	○	—	松村 稔	○
2	金井 てる子	○	—	入 保夫	×
3	坂本 茂	○	—	生方 積	×
4	藤島 廣二	○	—	間々田 秀造	○
5	小林 雄一	○	—	坂本 正	○
6	戸矢 活夫	○	—	安原 和夫	○
7	蓮 博政	○	—	小谷野 房雄	○
8	尾崎 保幸	○	—	相川 和明	○
9	小林 加代子	○	—	木村 信雄	×
10	馬場 弘次	○	—	立石 満	×
11	杉山 登	×	—	菊地 宏利	×
12	塚本 房雄	○			

## 会議進行状況

<p>[開 会]</p>	<p>議 長</p>	<p>ただいまの出席委員は13名であります。よって、上里町農業委員会会議規則第6条の規定により定足数に達しておりますので、これより令和4年第9回上里町農業委員会定例会を開会いたします。</p>
<p>日程第1 会議録署名委員及び書記の 選任について</p>	<p>議 長</p>	<p>日程第1 会議録署名委員及び書記の選任について、こちらからご指名をさせていただきます。 議席番号6番 戸矢 活夫 委員 議席番号7番 蓮 博政 委員 に会議録署名委員をお願いします。 書記については、事務局 長谷川主任 をお願いします。</p>
<p>日程第2 議案第24号 農地法第3条の規定による 許可申請について</p>	<p>事 務 局</p> <p>議 長</p> <p>福田 幸雄委員</p> <p>議 長</p>	<p>農地法第3条の説明をさせていただきます。今月は3条案件は1件です。1番ですが、譲受人は上里町〇〇〇にお住いの〇〇〇〇氏です。譲渡人は本庄市〇〇〇〇にお住いの〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇 △△△、農業振興地域内の青地です。地目は畑、面積は446㎡。権利内容は所有権移転の売買です。譲受人に関する事項ですが、耕作面積は15,242㎡、うち自作が14,429㎡、借受が813㎡です。貸付地、不耕作地はございません。従農者数は3名、トラクター1台、田植機1台等所有しています。譲受人は76歳の専業農家です。自宅に接続している農地を買い受け、効率的に耕作を行うため申請となりました。</p> <p>ただいま事務局より説明がありましたが、担当地区の委員より現場確認の報告をお願いします。</p> <p>1番について 問題ありません。</p> <p>ありがとうございました。質疑のある方は順次発言をお願いします。</p>

日程第3 議案第25号 農地法第5条の規定による 許可申請について	議 長	質疑がないようですので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。 ～異議なしの声あり～
	議 長	ご異議なしと認め、申請どおり許可と決定したいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。 ～挙手全員～
	議 長	挙手全員でありますので、申請どおり許可とすることに決定いたします。
	議 長	日程第3 議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番から8番を提案いたします。 事務局による説明を求めます。
	事 務 局	農地法第5条の説明をさせていただきます。 1番ですが、譲受人 東京都〇〇△△△の△ (株)〇〇 〇〇、譲渡人 上里町大字〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇△△△の△ 外4筆 併せて1, 850㎡、地目は田、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は建売分譲住宅8棟です。譲受人の職業は〇〇〇、形態は新設、申請地は農業振興地域外であり、第2種農地です。宅地に接続しています。申請地は住宅地に囲まれ、商業施設、医療施設、公共施設も近く、住宅需要が見込まれることから申請するものです。 2番ですが、譲受人 本庄市〇〇△△△の△ 〇〇 〇〇(株)、譲渡人 上里町大字〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△ 1, 097㎡、地目は田、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は建売分譲住宅7棟です。譲受人の職業は〇〇〇、形態は新設、申請地は農業振興地域外の第3種農地とみられます。宅地に接続しています。申請地は住宅地に囲まれ、商業施設、医療施設、公共施設も近く、住宅需要が見込まれることから申請するものです。 3番ですが、譲受人 行田市〇〇〇〇 〇〇〇〇氏、譲渡人 長野県〇〇△△△の△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△ 303㎡、地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は建売分譲住宅3棟、宅地と一体利用により併せて653.76㎡です。譲受人の職業は〇〇〇、形態は新設、宅地に接続しています。申請地は農用地区外の第3種農地です。申請地は住宅地に囲まれ商業施設や医療施設、公共施設も近く、住宅需要が見込まれることから申請するものです。 4番ですが、譲受人 本庄市〇〇〇〇 (株)〇〇〇〇、譲渡人 上里町大字〇〇〇〇 〇〇〇〇氏です。

	<p>議 長</p>	<p>土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△ 350㎡、地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は駐車場、譲受人の職業は〇〇〇、形態は新設、申請地は農業振興地域内の第2種農地とみられます。申請地は宅地に接続しています。譲受人は解体業を営んでいる法人で、空き家に隣接する農地を駐車場として利用するため申請するものです。空き家は従業員の社宅として利用する計画です。</p> <p>5番ですが、譲受人 神川町〇〇〇〇 (株)〇〇〇〇、譲渡人 神奈川県〇〇〇〇 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△ 1, 868㎡、地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は老人ホーム、譲受人の職業は〇〇〇、形態は新設、申請地は農業振興地域内の第2種農地とみられます。申請地は宅地から30メートルです。譲受人は老人ホームを運営する社会福祉法人で、高齢化社会を背景に利用者が増加傾向にあり、需要が見込まれることから申請するものです。</p> <p>6番ですが、譲受人 上里町〇〇〇〇 (株)〇〇〇〇、譲渡人 山梨県〇〇〇〇 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△ 1, 941㎡、地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は駐車場、譲受人の職業は〇〇〇、形態は新設、申請地は農業振興地域内の第1種農地とみられます。申請地は宅地に接続しています。譲受人は鉄筋工事業を営んでおりますが、既存の敷地が手狭であるため、隣接地を駐車場用地として利用したく申請するものです。</p> <p>7番ですが、譲受人 神川町〇〇〇〇 〇〇〇〇氏、譲渡人 北海道〇〇〇〇 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△ 214㎡、地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は一般住宅、譲受人の職業は〇〇〇、形態は新設、申請地は農業振興地域内の第1種農地とみられます。申請地は宅地に接続しています。譲受人は現在両親と同居しておりますが、予定する結婚をきっかけに、また実家にも比較的近いこともあり自己用住宅を建築したく申請するものです。</p> <p>8番ですが、譲受人 本庄市〇〇〇〇 (株)〇〇〇〇、譲渡人 上里町〇〇〇〇 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△ 1, 415㎡、地目は田、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は建売分譲住宅7棟、譲受人の職業は〇〇〇、形態は新設、申請地は農業振興地域外の第1種農地とみられます。申請地は宅地に接続しています。申請地は住宅地に囲まれ、商業施設、医療施設、公共施設も近く、住宅需要が見込まれることから申請するものです。</p> <p>以上で事務局による説明を終わります。担当地区の農業委員・推進委員どちらかの意見をお願いします。</p>
--	------------	--

	岩田 保 委員	1 番について 問題はありません。ただ8棟出来るという事ですが、ごみ集積場の関係はどうなっていますか。あの辺は家も近く区長さんの方から言われたこともあります。
	事 務 局	町の開発基準というのがあります。建物でいうと5棟以上、もしくは1000㎡を超えるものにつきましては、町の開発指導を仰がなくてはいけないので、開発指導を仰いだ中で設計図がきてございます。ゴミ収集所につきましては、作るという、計画がされております。以上です。
	岩田 保 委員	2 番について 問題はありません。
	塚本 房雄委員	3 番について 問題はありません。
	戸矢 活夫委員	4 番について 問題はありません。
	坂本 正委員	5 番、6 番について 問題はありません。
	蓮 博政 委員	7 番について 問題はありません。
	相川 和明委員	8 番について 問題はありません。

<p>日程第4議案第26号 農地中間管理事業に係る農 用地利用集積計画（案）に ついて</p>	議 長	<p>ありがとうございました。続きまして、質疑のある方は順次発言をお願いします。</p>
	議 長	<p>質疑がないようなので、採決したいと思います。賛成委員の方の挙手をお願いします。</p>
	議 長	<p>～挙手全員～ 挙手全員でありますので、申請どおり許可相当とすることに決定いたします。</p>
	議 長	<p>日程第4 議案第26号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（案）について、事務局による説明を求めます。</p>
	事 務 局	<p><b>【議案説明】</b> 農地中間管理事業につきまして説明させていただきます。本議案につきましては、農林公社へ農地を貸し付けるものでございます。まず議案書の6ページをお開きください。中間管理事業につきましては、埼玉県農林公社が地権者と耕作者の間に入り、農地の貸し借りをを行う制度となっております。毎年、推進地区を決めて集中的に推進を実施しており、令和4年度は、旧南部土地改良区の第二・第三地区を集中的に推進しております。令和4年11月1日から令和14年10月31日までの10年間の貸付になります。内容につきましては、7ページから13ページに筆ごとに記載されております。設定する利用権の内容としまして、周期は令和4年11月1日から令和14年10月31日までとなっております、10年間貸し付けてるといものになります。賃料につきましては、第二・第三地区を含めほとんどの地区は砂利を取って農地は一反5000円、取ってない農地は1万円となっております。平成27年度と28年度の推進地区につきましては、賃料が違います。種類につきましては、賃借権又は使用貸借権かということです。備考欄には推進地区名が記載されております。すいません。訂正箇所がありますので、大変申し訳ありませんが、前のページに戻っていただきまして、8、9ページをお開きください。3筆誤りがありまして申し訳ないですけれども、賃料が未記入になっておりまして、種類が使用貸借と記載されておりますので賃貸借に訂正をお願いしたいと思います。まず番号が、66番です。金久保の〇〇〇番地こちらの賃料欄が空白になっておりますので、7、605円と入れて下さい。種類が使用貸借となっておりますが賃貸借の誤りですので訂正</p>

		<p>お願いします。続きまして9ページ、85番。賃料が21,490円、こちらも種類は賃貸借です。続きまして91番。こちらの賃借の金額ですが、11,170円。種類につきましても、使用貸借から賃貸借に訂正をお願いいたします。今回の件数について13ページをお開きください。一番下に、合計面積が載せてあります。田んぼで70,581㎡、畑が280,612㎡、合わせまして351,199㎡を農林公社の方に貸し付けることができました。その中で今年度の推進地区、第二・第三地区については、178,354㎡です。過去に推進した地区は合計で172,845㎡推進することができました。</p> <p>農林公社へ農地を貸し付けるには、農業委員会の承認が必要でございますので、審議の程、よろしく願いいたします。以上です。</p>
議 長		<p>ただいま事務局で説明がありましたが、金井てる子委員、坂本正委員、相川和明委員におかれましては、議事の関係者でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、一時退席をお願いいたします。</p>
相川 和明委員		<p>その前に、すいません。1番、2番の住所が違います。</p>
事 務 局		<p>大変申し訳ございませんでした。訂正させていただきます。 嘉美ではなく七本木になります。</p>
		<p>(退 席 後)</p>
議 長		<p>それでは、質疑のある方は随時発言をお願いします。</p>
細井 登委員		<p>15ページの〇〇〇〇、この会社はどのくらいの土地を借りているのですか。</p>
事 務 局		<p>すいません。今すぐには面積は出ないので、次回に説明させていただくのでよろしいでしょうか。よろしく申し上げます。</p>



	<p>議 長</p> <p>細井 登委員</p>	<p>よろしいですか。</p> <p>毎日長幡小学校へ行くのですが、その途中で草ぼうぼうの農地が結構あり気にはしてたのですが、今年の8月ぐらいですかね。草ぼうぼうだったところが、きれいに草が刈ってあったわけですね。3カ所ぐらいあるんですけど。そこが見たら玉ねぎがずっと植えたまんまで、収穫できるぐらいの大きさになっても、ずっとそのまま収穫されないでいるわけなんですね。それが全部の畑なんです。そういう畑が3カ所ほどありまして、1箇所には〇〇〇〇という看板が立っている畑なんです。トータルすれば5反ですとか1町とかそういう大きい畑がずっと1年間、そういった玉ねぎを植えて収穫しないでそのままほったらかしにしてあるわけです。そういうことは非常に儲けにならないというか、マイナスですよ。苗だって一反買えば2万円ぐらいする。すごくマイナスになっているわけですよ。なぜこういう事をことやってる会社が、なぜこういうふうに続けて貸借を借りてやってられるのか、非常に不思議なんですよ。</p>
	<p>事 務 局</p>	<p>そうですね。中間管理事業は、比較的今現在、耕作しているところを地権者の方の申し出によって中間管理に出している面があります。今回も、もともと〇〇〇〇が耕作していたところを中間に出したいという地権者からの申出があり〇〇〇〇が引き続き耕作をするところが多いのかなと思います。</p>
	<p>事 務 局</p>	<p>今回の件については前々から、〇〇〇〇につきましては、玉ねぎを収穫されないでそのままにし、農地にまとめて置かれ臭いが発生しているということで問題になっておりました。〇〇〇〇は▽△△△とかと一緒に契約して出荷してますので、不足しないように多く作るのだと思うのですが、ただそれが現実には収穫されないで臭いの原因とか、そういう発生になって繋がってしまう。〇〇〇〇もそれではまずいということで、農政の方とも協議をし、〇〇〇〇としても堆肥化するような施設、そちらの方も今手がけて、供給が間に合わないとまずいということである程度多くは作っちゃうと思うんですね。ただそれを、そのままにしておくと、やはり害がでますので、しっかり今後やるということで、そういった堆肥化の施設もやっております。そういうことで少しずつ改善の方向に向けて町との協議を進めているところではございます。</p>

	細井 登委員	<p>その辺はわかりましたが、やはり大規模に農地を借りてる畑って何やっているというわけじゃないですけども、場合によっては結構、草ぼうぼうのところが多いんですよ。今の時期って草実がつくわけですよ。それが1つの粒から1,000粒や10,000粒じゃないけど、そのくらい多くどんどん草の種が増えるわけで、それが大規模にやっていると人手が足りないのかな。そういう所にまた種が行って、そこでまた草ぼうぼうになって、畦なんかも草ぼうぼうになって、結構そういう細かいところがあるんですよ。私はちょっとしか農地がないですが大風なんかふけば、小さい種がみんなの畑に落ちてくるわけですよ。そういう問題点もあると言わせていただきたいと思いました。</p>
	議 長	<p>事務局の方にそういうご意見があったことを〇〇〇〇に伝えていただきますので、よろしくお願いします。他に御意見ありますか。</p>
	細井 登委員	<p>私が言いたいのは〇〇〇〇だけじゃなくて、他にも全般に草がそうなっているところが多いことを言いたかったのです。。</p>
	議 長	<p>わかりました。他にありますか。</p>
	坂本 茂委員	<p>それに関連してちょっと参考までに聞きたいのですが、〇〇〇〇がたまねぎが収穫ができなかったのは雹害で収穫ができなかったのか。雹害でなく収穫しないってことは今年は通常玉ねぎが3倍だと聞いてるんで、あれだけの施設を作って、補助金等も行ってるわけなんだから、それはちょっと私も理解に苦しむのですが、その辺のところを参考ということで教えていただけますかね。</p>
	事 務 局	<p>正確な量的なものはこちらで把握はしてないですが、雹害はあり、その雹害によって出荷できないというのは聞いております。</p>
	蓮 博政委員	<p>そんなことないです。草があんなにはえていて雹害なんかありっこないですよ。あれは無理させたんです</p>

		<p>よ。マルチが敷いてあったんで。近くで仕事を見てるとわかるんだけど、玉ねぎはそのまま植えたままで、マルチを先に職員が取ってます。その後見たら100馬力のトラクターで玉ねぎ全部かき回してして、あの時蒸れちゃって玉ねぎも出来なかった。坂本さんの言う通り今年は玉ねぎの価格が高いんだから、絶対に無駄なことはしませんよ。</p>
	坂本茂委員	だからおかしいなと思ってます。
	岩田 保委員	<p>〇〇〇〇の畑はよく見ると思うんですけども、キャベツを植えたところありますよね。草ぼうぼうでキャベツが見えない所があります。もう少し借りるにしても、ちゃんときれいにしてから植えるとか、今の時期なんて草がどうしようもないので、その辺よく話をしてもらって、無駄のないようにしてもらいたいと思います。</p>
	事務局長	<p>まず玉ねぎの関係ですが、我々も〇〇〇〇の方に話を聞いて今回雹害という話を聞いておりました。昨年度等は栽培方法にマルチを使ったり、今年度マルチを使ったり、いろいろ試行錯誤しているのも事実確認しております。今回は今、細井委員からもあった通り、長幡の方も、勅使河原の玉ねぎ圃場の方もがかなり雹にやられたというの聞いております。また、委員さんから今、雑草の管理等も話が出ました。これもうちの課としまして、農業委員会からこのような報告を受けたということで、農地の管理は徹底するように、指導は定期的には行っておりますが、改めて再度させていただきます。よろしくをお願いします。</p>
	蓮 博政委員	<p>よろしいですか。草の管理って出たんですが、今回巡回する中で、私が事務的な感覚で見た草で、さて、これはもうひどいなと思うような、その草をはるかに飛び越えちゃって。ところが、ちゃんと100馬力の大きいトラクターが来てかき回しちゃうんですよ。だから私がイメージを持ってるのは30、50馬力までぐらいのトラクター。これでは入っていけないんですね。これぐらいの草になると。トラクターを1回耕うんしたら解消されたっていうのが、どうもその辺の感覚が、今までの感覚とはずれてきたのかなっていう。感覚はしました。ひどい草だなと思っても、それ相応のトラクターが行くと、きれいになっちゃうんですよ。</p>

	坂本 茂委員	<p>すいません。それに関連してちょっと聞きたいんですけども、農地パトロールを今すぐですよ。8月か9月ですよ。今ちょうど草が生えるところなんで、引っかかっちゃうんだけど、先ほどの話じゃないけども、でそれが少し経つとかき回して綺麗になっちゃってるから、私達が見たのが何のために見てるのか、ちょっと寂しいような事もあるんで、11月だとか12月ごろ行えば、ちょっと減るのかなと。その辺ちょっと参考までに聞きたい。</p>
	事務局	<p>こちらの調査が国の調査でして、8月から9月頃に行うというような決まりがあるんですよ。ですので、私も10月にかけて再度回ると綺麗になってるところも結構あるんですよ。そのため皆さんがいつもパトロールを普段されているので、ここの農地は今は草だけど年に1回2回は綺麗になるというところは説明が不足してましたけど、載せないでいただいてもいいかなと思ってます。</p> <p>ですから、現在草でも、管理されてる方がしっかりいるような農地は多分パトロールされてるとわかると思いますので、そこについては今回最後になります遊休農地に入れなくていいという形お願いします。申し訳ないですよろしくお願いします。</p>
	議長	他に意見ありますか。
	議長	よろしいですか。質問がないようですので採決したいと思います、ご異議ございませんか。
	議長	ご異議がないようですので採決します。御異議なしと認め、申請通り承認としたいと思いますので、賛成委員の皆さん挙手をお願いいたします。
	議長	挙手全員でありますので、申請通り承認することに決定いたします。
	議長	事務局に申し上げます。金井てる子議員、坂本正委員、相川和明委員の復席をお願いいたします。

<p>日程第4 議案第27号 農地中間管理事業に係る農 用地利用配分計画（案）に ついて</p>	議 長	(復 席 後)
	議 長	日程第27号 「議案第27号農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について」を提案いたします。事務局による説明を求めます。
	事 務 局	農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案についてご説明させていただきます。議案書の14ページをお開きください。先ほどご審議いただきまして、農林公社へ農地の貸付が承認されたところでございますが、この議案はその農地を農林公社が耕作者へ貸し付けるための議案となっております。まず15ページから26ページの239番、こちらまでが、先ほど審議いただいた農地を耕作者に貸し付けるものと、過去に中間管理から耕作者へ貸し付けていた農地で耕作者の変更があったものについて載せております。そのため先ほどの面積とは、相違があります。中間管理機構から耕作者への貸付ということで、皆様にこちらについても審議いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。24ページから25ページに記載されているひびきの農産ですが、こちらは裏作で麦を作付けする予定となっている筆でございます。皆さんの承認をよろしくお願いたします。説明につきましては以上です。
	議 長	ただいま事務局より説明がありましたが、金井てる子委員、馬場弘次委員、坂本正委員、相川和明委員におかれましては、議事の関係者でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により一時退席をお願いいたします。
	議 長	(退 席 後)
	議 長	それでは、質疑のある方は順次発言をお願いいたします。
議 長	質疑ございませんか。	
議 長	質疑がないようですので採決したいと思います。ご異議ございませんか。	

[その他]	議 長	ご異議なしと認め、申請通り承認したいと思いますので全員の挙手をお願いいたします。
	議 長	挙手全員でありますので、申請通り承認することに決定いたします。
	議 長	事務局に申し上げます。金井てる子委員、馬場弘次委員、坂本正委員、相川和明委員の復席をお願いいたします。
		(復 席 後)
	議 長	以上で本日用意しました全ての議案の審議を終了します。
	議 長	続きまして、その他として事務局よりお願いいたします。
	事 務 局	<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遊休農地パトロール調査図の提出について</li> <li>・クラウドファンディングの報告について 10,000円</li> <li>・違反転用の経過報告</li> <li>・農地利用最適化活動の推進について</li> <li>・次回の定例総会について 令和4年10月25日(火)</li> </ul>
[閉 会]	会 長 代 理	以上で全ての日程が終了いたしました。長時間にわたる慎重審議をいただきありがとうございました。これを持ちまして、本日の定例会を閉会いたします。

上記の会議の顛末に相違ないことを証明する。

令和4年9月26日

議 長

印

(戸矢 活夫 委員)

署 名 人

印

(蓮 博政 委員)

署 名 人

印